

医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院
公的研究費等の使用に係る不正取引業者への対応方針

令和 4 年 10 月 1 日

院長 小林 修三 制定

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）に基づき、当院における「公的研究費等の使用に係る不正取引業者への対応方針」として、以下の通り定める。

1. 取引回数が年 10 回または取引金額が年 50 万円を超える取引業者には、誓約書の提出を求める。
なお、誓約書の提出は、前年度実績での取引回数・取引金額から判断し、当年度の最初の取引が始まる前に該業者より求めるものとする。
2. 取引業者において、以下に掲げる不正な取引があった場合は、1 か月以上 12 か月以内の取引停止処分とする。
 - （1）預け金や架空請求などの不正取引
 - （2）提出書類の意図的な改ざん
 - （3）当院職員に絡む贈収賄
 - （4）その他社会的な規範から逸脱した行為
3. 処分期間については、関係部署において協議のうえ 病院長が決定する。
4. 取引業者が過去の不正取引について、当院に自己申告した場合には、取引停止期間の減免等を行うことがある。

以 上